

吹田市第3次総合計画基本計画見直し支援業務プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 吹田市第3次総合計画基本計画の見直し支援業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その透明性・公平性を確保するため、吹田市第3次総合計画基本計画見直し支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の策定
- (2) 提案書を審査するための審査基準及び審査方法の策定
- (3) 提案書の審査
- (4) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、政策企画部長、総務部長、政策推進部長、財務部長及び都市整備部長をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、政策推進部長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、政策企画部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策推進部政策推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成23年6月9日から施行し、第1条に規定する見直し支援業務に係る契約が締結された日の翌日限り、その効力を失う。